

令和四年度監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県教育委員会及び
広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百
九十九条第十四項の規定により、その内容を別冊のとおり公表する。

令和六年四月一日

同	同	同	広島県監査委員
三	奥	山	沖
田		下	井
利	兆	智	
江	生	之	純
子			